

地域医療支援病院における搬送では、患者輸送用自動車の積極的な活用を！

患者の身近な地域で医療が提供されることが望ましいことから、かかりつけ医やかかりつけ歯科医を地域における医療機関と位置付けるとともに、他の医療機関との適切な役割分担と連携を図っていく必要があります。このため、かかりつけ医やかかりつけ歯科医を支援し、二次医療圏単位で地域医療の充実を図る病院として、平成 10 年の第三次医療法の改正により地域医療支援病院の制度が設けられました。

地域医療支援病院としての承認要件には、医療法及び医療法施行規則により「救急用又は患者輸送用自動車」を有することとされています。これは地域における在宅療養の推進、紹介患者に対する医療提供や医療機器の共同利用の実施等、地域医療を担う、かかりつけ医等を支援するにふさわしい設備等を有する病院という趣旨からも、当該医療機関からの転院搬送を効果的に行うために、**「救急用又は患者輸送用自動車」を設置し、有効活用すべき**ものとして承認要件に位置づけられています。

超高齢化社会を迎え、救急需要が右肩上がりの状況において、如何に限られた医療資源である救急車を迅速・的確に、真に必要としている傷病者のもとに向かわせることの必要性について医療機関側の理解が重要です。

おわりに

昨今、本市の救急需要は、高齢化等の影響もあり、全国と同様に年々増え続け、令和 6 年中の出場件数は 65,000 件を超えています。これは、総務省消防庁の救急需要の将来予測や本市の総人口及び年齢層別人口の将来予測などから、まだまだ増加傾向が続くものと見込まれています。

現在、本市ではデイトタイム救急隊を含む 30 隊の救急隊で対応していますが、このように救急要請が増加しますと最寄りの救急隊が出場していて、より遠方から別の救急隊が出場するというケースが増え、救急車の現場到着までの時間が増々延伸し、一刻を争うような重篤な傷病者の方の救命活動に支障をきたすこととなります。

これまで、増加し続ける救急需要への対策として、救急隊の増隊などの対策と併せ、様々な部隊運用等によるソフト面での対策も講じ、救急搬送時間の短縮にも努めてきたところです。しかしながら、このような対策も現在の増加率には追いつかず、近い将来限界に達することが予想されます。

このような状況の中、最大の対策は、救急車の適正利用に対する、市民及び医療関係者の皆様のご理解とご協力でありますことから、当局では引き続き「救急車は限りある資源」という共通認識を持っていただけるよう、様々な機会を捉え広報に努めてまいりたいと考えております。

市民、そして医療関係者の皆様のご理解とご協力の下、適正な救急車の利用が定着し、真に救急車を必要としている傷病者への対応をより迅速かつ的確に実施することで、かけがえのないひとつひとつの生命のために、皆様と共に歩み続けられることを願っています。



(令和 7 年 4 月 仙台市消防局)

転院搬送の考え方

救急業務は、消防法第 2 条第 9 項及び消防法施行令第 42 条に定義されておりますが、救急活動の 1 割程度存在する「転院搬送」については、法的に具体的な定めがありません。

しかし、以下に示す要件を満たす場合には、通常の救急対応を行うこととして、国における一定の解釈が示されています。

転院搬送は本来的に医療機関の業務であるが、救急業務に該当する転院搬送と判断するための要件として、医療機関に搬送され初療の後であっても

- ① 転院搬送元の医療機関において治療能力を欠き、
- ② かつ、他の専門病院に緊急に搬送する必要がある、
- ③ 他に適当な搬送手段がない場合は、
- ④ 要請により出場すべき

(昭和 49 年 12 月 13 日消防安第 131 号、広島県総務部長あて消防庁安全救急課長回答)

- ⑤ 医師等の同乗により、医療機関の責任において患者の容態管理が十分に行えること
- ⑥ 本来の救急業務に支障を来たさないこと

(例解 救急救助業務 消防庁監修)

転院搬送の判断は患者を管理する医療機関の医師の判断に基づき行われることから、このような要件等に係る知識と認識が必要と考えます。

転院搬送の要請手順

◆ 1 1 9 番通報する前に次のことを確認してください

- 1 消防機関による転院搬送の要件について
 - ☐ 当医療機関においては治療困難であり、緊急に他の医療機関に搬送する必要がある。
 - ☐ 患者の容態が安定していて緊急を要さない場合は、救急車による搬送要件に該当しない。
 - 2 医師の同乗について
 - ☐ 原則的に医師の同乗が必要
- 転院搬送実施要領(平成 13 年 2 月 14 日 消防局長決裁)(抜粋)

3 転院搬送の実施基準及び手続等

(1) 仙台医療圏における転院搬送

① 傷病者(略)

② 医師の同乗

救急車内の患者の管理は要請医療機関の責任において行われる必要があることから、関係する医師が救急車に同乗するものであること。ただし、要請医療機関の医師が搬送中の容態変化等について責任をもつことの同意がある場合は、この限りではない。
- 3 遠距離転院搬送について
 - ☐ 「遠距離転院搬送要請書」を消防局指令課へ F A X して事前調整する。
 - ☐ 遠距離転院搬送の場合は医師の同乗が必須

◆ 1 1 9 番のオペレーターに次のことを伝えてください

- ☐ 要請医療機関名称、住所、担当医師名、通報者の氏名、電話番号
- ☐ 傷病者の氏名、性別、生年月日、病名、現在の処置内容
- ☐ 転院理由
- ☐ 転院先医療機関名、担当医師名
- ☐ 搬送中の処置等に必要な資器材、同乗する人数等必要な事項等

◆ 救急車が到着するまでに次のことを確認してください

- ☐ 転院先医療機関は確保できましたか？(1 1 9 番通報時決定していない場合)
- ☐ 「転院搬送要請書」は準備できましたか？

◆ 救急車が到着した後、次のことを行ってください

- ☐ 「転院搬送要請書」を救急隊に手渡して下さい。
- ☐ 救急隊に対して、傷病者の容態及び処置説明並びに搬送中に実施する処置の指示をお願いします。

※ 患者が生命の危機に瀕しており、「転院搬送要請書」を記載する余裕がない場合は、後日提出とすることが可能です。

民間の患者搬送事業の積極的な活用を！

民間患者搬送事業者は、道路運送法に基づいて一般旅客自動車運送事業者または特定旅客自動車運送事業者として国土交通大臣による許可をうけているもので、緊急性のないものを搬送対象とすることを前提とした上で、一定の要件を満たした場合には地域の消防機関により認定が行われております。

仙台市では、平成 2 年から民間患者等搬送事業者に対して、必要な指導と一定の基準に適合する事業者の認定を行っており、令和 7 年 4 月現在、市内の 18 事業者を患者等搬送事業者として認定しています。

【 仙台市消防局認定 民間患者等搬送事業者一覧 】

令和 7 年 4 月現在

事業者名	住所／連絡先	搬送従事者／認定区分
1 株式会社 フタバタクシー	宮城野区日の出町 2-3-18 ☎ 022-236-9361	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
2 仙台民間救急サービス	宮城野区日の出町 2-5-49 ☎ 022-218-2233	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
3 有限会社 三ツ矢交通	若林区南小泉 4-14-5-101 ☎ 022-762-7899	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
4 仙台介護タクシー	宮城野区東仙台 6-14-45 ☎ 022-290-0014	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
5 福祉タクシー セセラぎ	若林区上飯田 2-23-35 ☎ 0120-954-161	患者等搬送乗務員適任証所持者 車椅子専用
6 介護・福祉タクシー アクセス	青葉区国見ヶ丘 5-43-31-303 ☎ 0120-701-676	患者等搬送乗務員適任証所持者 車椅子専用
7 さくらのタクシー	泉区松森字関場 26-1 ☎ 090-7070-7055	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
8 株式会社 イーズ	太白区袋原 5-2-28 ☎ 022-393-8104	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
9 株式会社 かっぱ・エスコート	太白区長町字越路 19-1393-112 ☎ 022-393-9890	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
10 合同会社 サポートサービスオレンジ	青葉区小田原 8-11-6-1305 ☎ 090-6626-1911	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
11 たかさごケアタクシー	宮城野区高砂 2-4-7 ☎ 070-1146-1285	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
12 介護タクシー すだちの里	若林区沖野 7-6-30 ☎ 080-2812-3627	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
13 ネクストステーション 合同会社	青葉区小田原 4-2-50-2 ☎ 022-200-2346	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
14 株式会社 せいの庭	太白区八木山東 2-7-29 ☎ 022-796-9257	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
15 宮城アンビュランスサポート	泉区将監 4-6-5 ☎ 070-5321-0524	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
16 民間救急・介護タクシー あいベリー	青葉区熊ヶ根字壇の原一番 36-1 ☎ 090-8336-2323	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
17 かなえサポートタクシー	泉区市名坂字堂林 14-2-103 ☎ 090-4228-9523	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用
18 きまち福祉タクシー	青葉区木町 3-2-104 ☎ 090-2996-2024	患者等搬送乗務員適任証所持者 寝台・車椅子兼用

※ 5・6 は、車椅子専用認定事業者となります。

※ 上記以外の事業者につきましては、下記「二次元コード、URL」からご覧ください。

【仙台市ホームページ・健康福祉局障害企画課】リフト付タクシー・寝台タクシー

◆ 二次元コード



◆ URL

<http://www.city.sendai.jp/servicekanri/kurashi/kenkotofukushi/shogai/shakaisanka/jikayosha/taxi.html>